

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月16日
【計算期間】	第9期（自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）
【ファンド名】	大和住銀日本グロース株ファンド
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 信明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	宮崎 洋行
【連絡場所】	ディスクロージャー部
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、大和住銀日本グロース株ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^(注)を有する親投資信託である日本グロース株マザーファンドに投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(注)実質的に同一の運用方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が同一（マザーファンドにおける収益分配方針および当該マザーファンドへの投資に係るものを除きます。）のものをいいます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

イ．わが国の株式を主要投資対象とし、G A R P（Growth At a Reasonable Price）戦略に基づき、アクティブ運用します。

G A R P=Growth At a Reasonable Price

- ・質の高いと判断される成長企業へのボトムアップ・アプローチを通して、適正価格を探り、銘柄選定を行います。
- ・成長株に分類される銘柄であっても、バリュエーションが適正価格以上と判断される銘柄には投資をしません。

ロ．銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析と定量分析を重視し、組織運用により適正価格にある銘柄の選定を行います。具体的には、セクター・企業のライフステージに応じた中期成長力に基づくP E G（P E R／成長率）等を重視します。

<当ファンドの銘柄選定のポイント>

定性分析	定量分析
・セクター、企業のライフステージ ・経営陣の資質 ・ビジネスリスク ・市場占有率、価格支配力 ・魅力あるビジネスモデル 等	・P E G（P E R／成長率）比較 ・R O E（財務体質） ・増益率（中期成長力） ・利益率の変化 等

ハ．T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

*ベンチマークの業種比率等は意識せずに、ボトムアップ・アプローチにより銘柄を選定します。

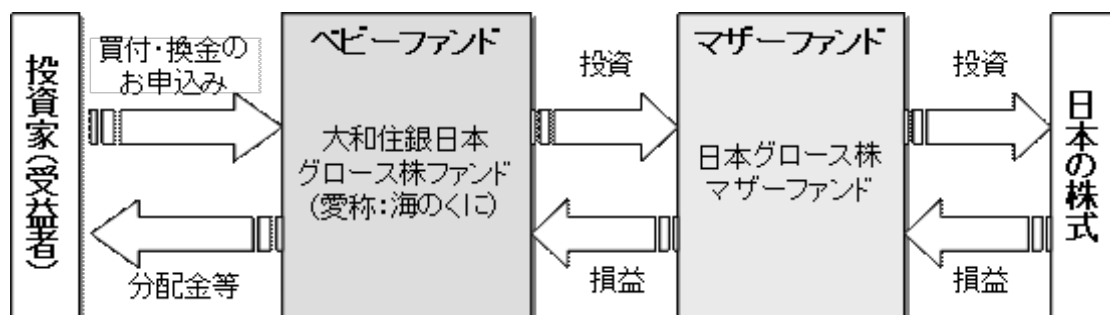
T O P I X（東証株価指数）は、東証市場第一部の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所が算出、公表を行っています。T O P I Xは東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としており、東証市場第一部の時価総額を基準時価総額（昭和43年1月4日における東証市場第一部全銘柄の時価総額を100とする。）で除して算出されます。有償増資、新規上場や上場廃止など、市況変動以外の要因で時価総額が変動する場合には、連続性を維持するために、基準時価総額がその都度修正されます。

T O P I Xは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

株式会社東京証券取引所は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、T O P I Xの算出もしくは公表の停止、またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

二．運用はファミリーファンド方式で行います。

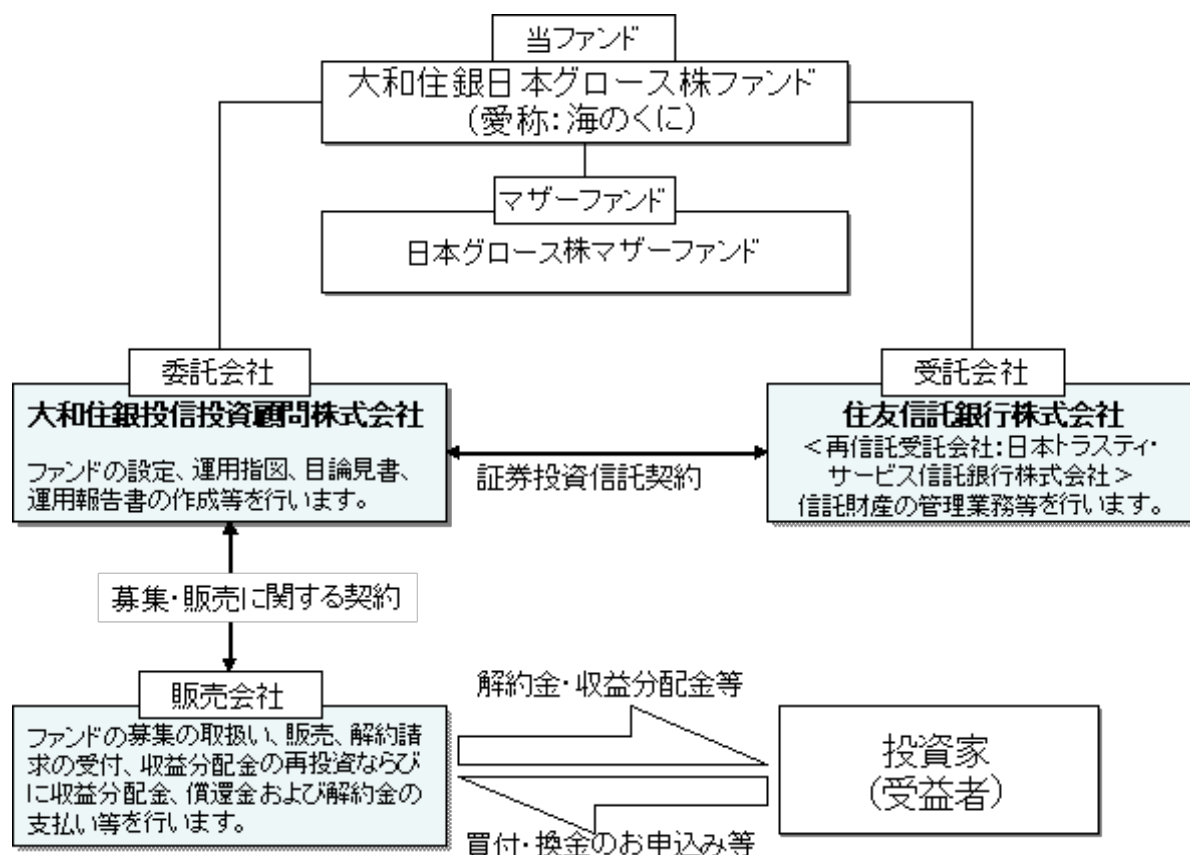
ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（大和住銀日本グロース株ファンド）とし、その資金をマザーファンド（日本グロース株マザーファンド）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合があります。



④信託金の限度額

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】



①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況（平成22年2月16日現在）

- ・名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・代表者の役職氏名 代表取締役社長 大村 信明
- ・本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州 ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①わが国の株式を主要投資対象とし、GARP（Growth At a Reasonable Price）戦略に基づき、アクティブ運用します。
- ②銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。
- ③TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ④株式（マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

- ⑤資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された日本グロース株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。）をもってマザーファンドへ投資することを指図することができます。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14

の証券を以下「投資信託証券」といいます。

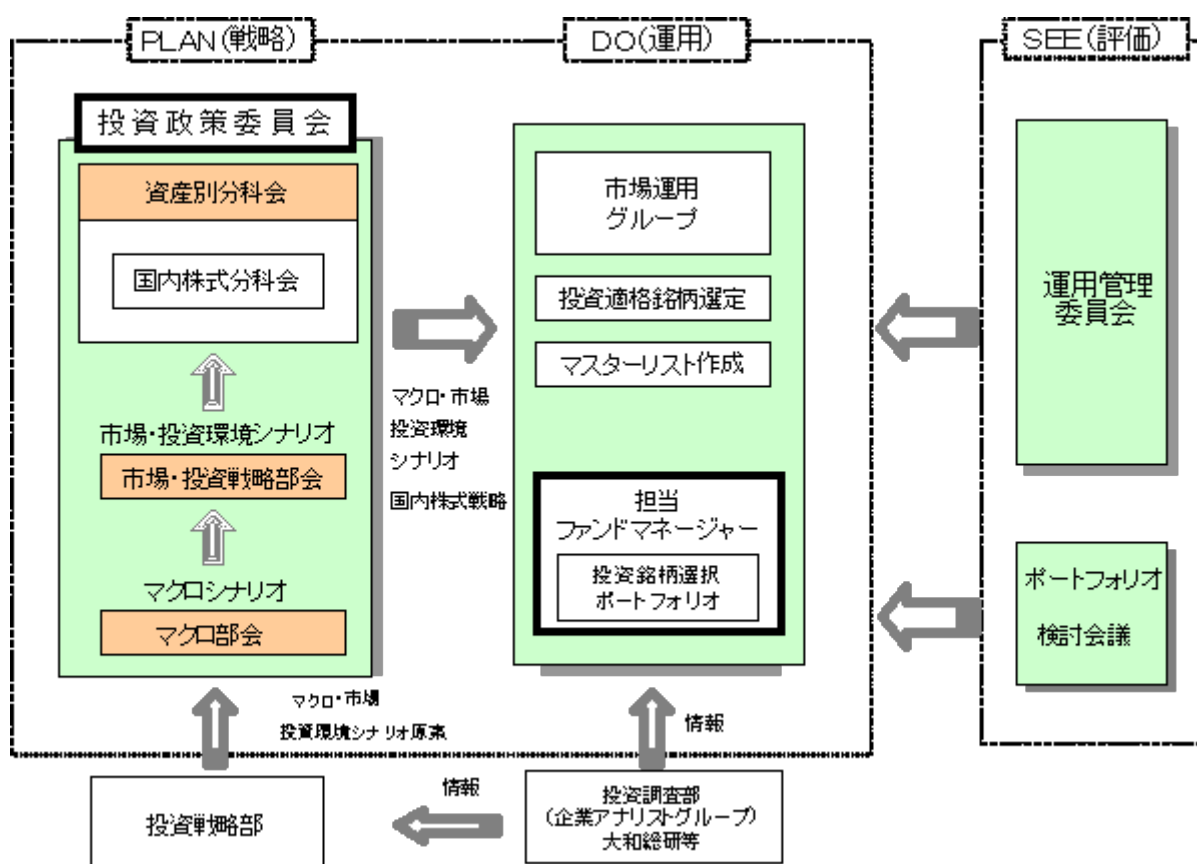
②その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記①の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



*当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成21年12月末現在で約100名です。

*運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

*運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク＜リスクに関する管理体制＞」に記載しております。

*当社は、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【配分方針】

①毎決算時（毎年11月16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ． 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ． 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合には分配を行わないことがあります。
- ハ． 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ． 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ． 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ． 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の処理は、次の方法により行います。

- イ． 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

- ロ． 前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ． 上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

- イ． 株式等への投資割合

- (イ)委託会社は、株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ. 投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所[※]に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ. 同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ. 信用取引の指図範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものと

します。

- (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- (b) 株式分割により取得する株券
- (c) 有償増資により取得する株券
- (d) 売り出しにより取得する株券
- (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権行使により取得可能な株券
- (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ヘ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその越える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその越える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ヲ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もし

くは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ワ. 受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針
日本グロース株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（１）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（２）運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ. わが国の株式を主要投資対象とし、GARP（Growth At a Reasonable Price）戦略に基づき、アクティブ運用します。

ロ. 銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織運用による銘柄選定を行います。

ハ. TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ニ. 株式への投資は、原則として信託財産総額の50%以上とします。株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ホ. 資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１. 株券または新株引受権証券

２. 国債証券

３. 地方債証券

４. 特別の法律により法人の発行する債券

５. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、主として前記③の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けませ

ん。

- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ホ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩金利先渡取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信

託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその越える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

- ☐ 当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
- ☐ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ☐ 当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- ☐ 投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜当ファンドの主なリスク＞

基準価額を変動させる主なリスクは次のとおりです。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(4) 信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜主な留意点＞

（１）繰上償還について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が５億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

（２）ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

（３）換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

（４）法令・税制・会計等の変更可能性について

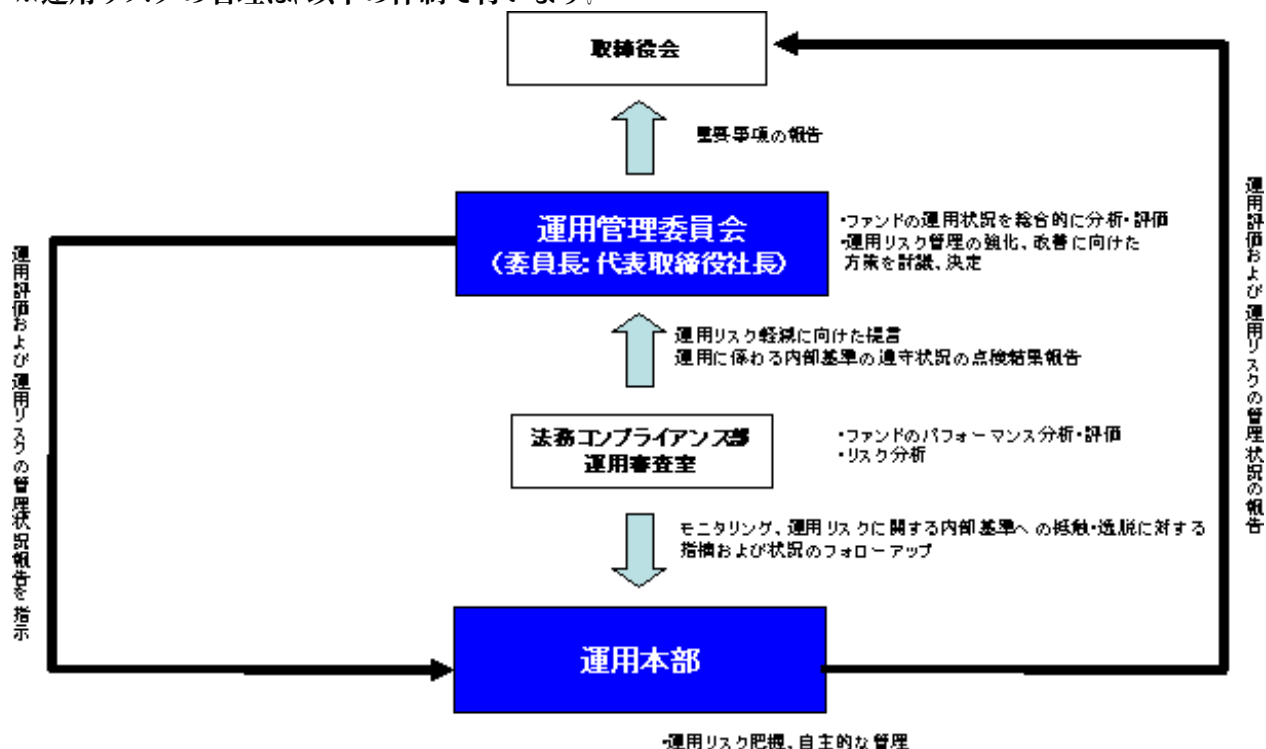
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクに関する管理体制＞

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 (8名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆売買管理室 (2名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



※リスクに関する管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

■お買付け時、収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金	
お買付け時	申込手数料	お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額 ※申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。 ※詳細については、販売会社にお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対し	<平成23年12月31日まで> 10%(所得税7%・地方税3%)
			<平成24年1月1日以降> 20%(所得税15%・地方税5%)
解約時	解約手数料	ありません。	
	信託財産留保額	ありません。	
	所得税および 地方税	譲渡益（注2）に対し	<平成23年12月31日まで> 10%(所得税7%・地方税3%)
			<平成24年1月1日以降> 20%(所得税15%・地方税5%)
償還時	所得税および 地方税	譲渡益（注2）に対し	<平成23年12月31日まで> 10%(所得税7%・地方税3%)
			<平成24年1月1日以降> 20%(所得税15%・地方税5%)

＊上記の税率は個人の受益者の場合であり、法人の受益者の場合の税率は異なります。詳細については、後記「（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

（注1）申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

（注2）譲渡益とは、解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。

（注3）税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

■信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時期	項目		費用			
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率1.596%（税抜1.52%）			
		信託報酬の配分	販売会社毎の取扱残高	委託会社	販売会社	受託会社
			300億円未満の場合	年率0.882% （税抜0.84%）	年率0.63% （税抜0.60%）	年率0.084% （税抜0.08%）
			300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.798% （税抜0.76%）	年率0.714% （税抜0.68%）	
			1,000億円以上の場合	年率0.651% （税抜0.62%）	年率0.861% （税抜0.82%）	

（注1）信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

※有価証券の売買委託手数料などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

(注2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00945%（税抜0.0090%）以内の率を乗じて得た額とします。また、監査報酬は変更になる場合があります。

(注3) 上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.596%（税抜1.52%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前述の表のとおりです。

※マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

① 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

② 信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③信託財産の財務諸表の監査費用等は、委託会社が金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、実際の費用額を上限として定率または定額にて日々計算し、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

＜平成23年12月31日まで＞

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用があります。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

＜平成24年1月1日以降＞

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用があります。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

＜平成23年12月31日まで＞

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

＜平成24年1月1日以降＞

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用があります。

（参考）

＜個別元本について＞

- ・追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成21年12月末日現在）

大和住銀日本グロース株ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （日本グロース株マザーファンド）	日本	3,495,084,008	100.43%
純資産総額		3,480,208,800	—

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>

（平成21年12月末日現在）

日本グロース株マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	日本	3,024,948,900	86.55%
純資産総額		3,495,031,932	—

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成21年12月末日現在）

イ．主要銘柄の明細

大和住銀日本グロース株ファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	日本グロース株マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 —	3,398,895,272	0.9644 3,277,894,822	1.0283 3,495,084,008	— —	100.43%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

＜参考：マザーファンドの主要銘柄の明細＞

日本グロース株マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	39,000	3,550 138,450,000	3,880 151,320,000	— —	4.33%
2	三菱UFJフィナンシャル・ グループ 日本	株式 銀行業	250,000	470 117,529,817	452 113,000,000	— —	3.23%
3	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	26,000	2,880 74,880,000	3,110 80,860,000	— —	2.31%
4	キャノン 日本	株式 電気機器	18,000	3,370 60,660,000	3,910 70,380,000	— —	2.01%
5	みずほフィナンシャルグルー プ 日本	株式 銀行業	380,000	176 67,066,560	166 63,080,000	— —	1.80%
6	三菱商事 日本	株式 卸売業	24,000	1,969 47,256,000	2,305 55,320,000	— —	1.58%
7	日本電産 日本	株式 電気機器	6,000	7,484 44,908,557	8,540 51,240,000	— —	1.47%
8	三井物産 日本	株式 卸売業	35,000	1,165 40,775,000	1,311 45,885,000	— —	1.31%
9	野村ホールディングス 日本	株式 証券、商品先物 取引業	64,900	625 40,562,500	681 44,196,900	— —	1.26%
10	ソニー 日本	株式 電気機器	16,000	2,530 40,480,000	2,670 42,720,000	— —	1.22%
11	東京電力 日本	株式 電気・ガス業	18,000	2,238 40,284,041	2,335 42,030,000	— —	1.20%
12	丸紅 日本	株式 卸売業	80,000	470 37,600,000	511 40,880,000	— —	1.17%
13	京セラ 日本	株式 電気機器	5,000	7,621 38,107,031	8,170 40,850,000	— —	1.17%
14	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	11,000	3,740 41,140,000	3,650 40,150,000	— —	1.15%
15	グリー 日本	株式 情報・通信業	7,000	4,853 33,976,637	5,720 40,040,000	— —	1.15%
16	パナソニック 日本	株式 電気機器	30,000	1,205 36,150,000	1,325 39,750,000	— —	1.14%
17	ユニ・チャーム 日本	株式 化学	4,500	8,630 38,835,000	8,710 39,195,000	— —	1.12%
18	小松製作所 日本	株式 機械	20,000	1,799 35,980,000	1,934 38,680,000	— —	1.11%
19	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	10,000	3,558 35,581,274	3,830 38,300,000	— —	1.10%
20	新日本製鐵 日本	株式 鉄鋼	100,000	334 33,400,000	375 37,500,000	— —	1.07%
21	三菱地所 日本	株式 不動産業	25,000	1,407 35,196,799	1,478 36,950,000	— —	1.06%
22	ジェイ エフ イー ホールデ ィングス 日本	株式 鉄鋼	10,000	3,060 30,600,000	3,650 36,500,000	— —	1.04%
23	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	14,000	2,420 33,880,000	2,530 35,420,000	— —	1.01%
24	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	270	130,400 35,208,000	129,600 34,992,000	— —	1.00%
25	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	16,000	2,015 32,240,000	2,100 33,600,000	— —	0.96%
26	フォスター電機 日本	株式 電気機器	12,000	2,615 31,380,000	2,745 32,940,000	— —	0.94%
27	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	15,000	2,195 32,925,000	2,170 32,550,000	— —	0.93%
28	上村工業 日本	株式 化学	9,000	3,510 31,590,000	3,590 32,310,000	— —	0.92%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
29	三井不動産 日本	株式 不動産業	20,000	1,455 29,103,134	1,558 31,160,000	— —	0.89%
30	東芝 日本	株式 電気機器	60,000	479 28,740,000	511 30,660,000	— —	0.88%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀日本グロース株ファンド

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.43%
合計	100.43%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>

日本グロース株マザーファンド

種類別	投資比率
株式	86.55%
合計	86.55%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ、投資株式の業種別投資比率

大和住銀日本グロース株ファンド
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>
日本グロース株マザーファンド

業種別	投資比率
(国内)	
電気機器	15.49%
輸送用機器	9.20%
銀行業	7.72%
化学	7.67%
情報・通信業	6.64%
小売業	4.56%
電気・ガス業	4.11%
機械	4.07%
卸売業	4.07%
医薬品	2.54%
鉄鋼	2.51%
不動産業	1.95%
証券、商品先物取引業	1.78%
保険業	1.69%
食料品	1.60%
サービス業	1.46%
精密機器	1.39%
非鉄金属	1.07%
陸運業	0.84%
鉱業	0.83%
石油・石炭製品	0.76%
建設業	0.76%
ガラス・土石製品	0.75%
ゴム製品	0.70%
その他金融業	0.69%
パルプ・紙	0.55%
海運業	0.49%
倉庫・運輸関連業	0.35%
金属製品	0.32%
小計	86.55%
合計	86.55%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

（平成21年12月末日現在）

大和住銀日本グロース株ファンド

該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドの投資不動産物件＞

日本グロース株マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成21年12月末日現在）

大和住銀日本グロース株ファンド

該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの＞

日本グロース株マザーファンド

種類	地域	資産名	買建／ 売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資 比率
株価指数先物	日本	TOPIX 先物 2203月	買建	40	353,311,343	361,800,000	10.35%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

大和住銀日本グロース株ファンド

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成12年11月17日）	43,323	—	1.0000	—
第1計算期間末 （平成13年11月16日）	21,625	—	0.6859	—
第2計算期間末 （平成14年11月18日）	10,782	—	0.4877	—
第3計算期間末 （平成15年11月17日）	9,207	—	0.5599	—
第4計算期間末 （平成16年11月16日）	8,875	—	0.6600	—
第5計算期間末 （平成17年11月16日）	9,938	—	0.9181	—
第6計算期間末 （平成18年11月16日）	8,636	—	0.9877	—
第7計算期間末 （平成19年11月16日）	6,558	—	0.9334	—
第8計算期間末 （平成20年11月17日）	3,546	—	0.5318	—
平成21年1月末日	3,303	—	0.4964	—

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成21年2月末日	3,121	—	0.4712	—
平成21年3月末日	3,160	—	0.4814	—
平成21年4月末日	3,437	—	0.5197	—
平成21年5月末日	3,671	—	0.5589	—
平成21年6月末日	3,730	—	0.5747	—
平成21年7月末日	3,827	—	0.5945	—
平成21年8月末日	3,802	—	0.5970	—
平成21年9月末日	3,629	—	0.5750	—
平成21年10月末日	3,531	—	0.5680	—
第9計算期間末 （平成21年11月16日）	3,332	—	0.5466	—
平成21年11月末日	3,255	—	0.5377	—
平成21年12月末日	3,480	—	0.5817	—

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

大和住銀日本グロース株ファンド

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

大和住銀日本グロース株ファンド

期間	収益率
第1期（平成12年11月17日～平成13年11月16日）	△31.4%
第2期（平成13年11月17日～平成14年11月18日）	△28.9%
第3期（平成14年11月19日～平成15年11月17日）	14.8%
第4期（平成15年11月18日～平成16年11月16日）	17.9%
第5期（平成16年11月17日～平成17年11月16日）	39.1%
第6期（平成17年11月17日～平成18年11月16日）	7.6%
第7期（平成18年11月17日～平成19年11月16日）	△5.5%
第8期（平成19年11月17日～平成20年11月17日）	△43.0%
第9期（平成20年11月18日～平成21年11月16日）	2.8%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年11月17日 信託契約締結
平成12年11月17日 当ファンドの設定・運用開始
平成14年3月5日 ファミリーファンド方式へ変更

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

平成14年3月5日に、委託会社と受託会社との間で、当ファンドのマザーファンドである日本グロース株マザーファンドの信託契約が締結されております。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。また、当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位とします。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみを取扱う場合があります。
※販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 変額保険・変額年金、または確定拠出年金を通じて取得のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。
- (5) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める

方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は換金の受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、換金の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

- ☐ 解約価額：当該請求受付日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- ☐ 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- ☐ 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。
- ☐ 解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。

- ②基準価額は、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ><http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先>受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成12年11月17日）から無期限とします。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が５億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（５）その他 ①信託契約の解約」をご参照ください）。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約

- イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が５億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ. 委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。
- ハ. 信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ニ. 前ハ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、１月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ホ. 前ニ. の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、前イ. および前ロ. の信託契約の解約をしません。
- ヘ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ト. 前ニ. から前ヘ. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ. の一定の期間が１月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- チ. 信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いま

す。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更

イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ロ. 前イ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ハ. 前ロ. の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前イ. の信託約款の変更をしません。

ニ. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対し異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

⑧運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

<募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後の1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成19年11月17日から平成20年11月17日まで）及び第9期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

大和住銀日本グロース株ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 平成20年11月17日現在	第9期 平成21年11月16日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,587,330,672	3,366,068,361
未収入金	—	3,886,807
流動資産合計	3,587,330,672	3,369,955,168
資産合計	3,587,330,672	3,369,955,168
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	7,847,348
未払受託者報酬	2,109,396	1,541,260
未払委託者報酬	37,969,975	27,743,369
その他未払費用	514,167	329,927
流動負債合計	40,593,538	37,461,904
負債合計	40,593,538	37,461,904
純資産の部		
元本等		
元本	6,668,945,246	6,096,937,369
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,122,208,112	△2,764,444,105
（分配準備積立金）	18,629,087	16,565,810
元本等合計	3,546,737,134	3,332,493,264
純資産合計	3,546,737,134	3,332,493,264
負債純資産合計	3,587,330,672	3,369,955,168

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	第9期 自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,633,678,119	160,852,003
営業収益合計	△2,633,678,119	160,852,003
営業費用		
受託者報酬	4,571,939	2,934,161
委託者報酬	82,296,418	52,816,398
その他費用	514,167	329,927
営業費用合計	87,382,524	56,080,486
営業利益又は営業損失（△）	△2,721,060,643	104,771,517
経常利益又は経常損失（△）	△2,721,060,643	104,771,517
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,721,060,643	104,771,517
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△55,383,739	9,760,394
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△467,861,508	△3,122,208,112
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,789,220	354,142,906
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,789,220	354,142,906
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,458,920	91,390,022
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,458,920	91,390,022
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,122,208,112	△2,764,444,105

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	第9期
	自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、期末が休日のため、平成19年11月17日から平成20年11月17日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、前計算期末が休日のため、平成20年11月18日から平成21年11月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期	第9期
	平成20年11月17日現在	平成21年11月16日現在
1. 元本状況		
期首元本額	7,026,485,924円	6,668,945,246円
期中追加設定元本額	114,211,652円	183,402,967円
期中一部解約元本額	471,752,330円	755,410,844円
2. 受益権の総数	6,668,945,246口	6,096,937,369口
3. 元本の欠損	3,122,208,112円	2,764,444,105円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期	第9期
自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第8期（自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,587,330,672	△2,578,562,553
合計	3,587,330,672	△2,578,562,553

第9期（自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,366,068,361	145,510,956
合計	3,366,068,361	145,510,956

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第8期（自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日）
該当事項はありません。第9期（自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日）
該当事項はありません。第9期（自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第8期 平成20年11月17日現在	第9期 平成21年11月16日現在
1口当たり純資産額 0.5318円 「1口＝1円（10,000口＝5,318円）」	1口当たり純資産額 0.5466円 「1口＝1円（10,000口＝5,466円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託	日本グロース株マザー ファンド	3,490,323,892	3,366,068,361	
	受益証券				
	合計（日本）1銘柄		3,490,323,892	3,366,068,361	

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは、「日本グロース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

※ 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財務諸表

日本グロース株マザーファンド

（１）貸借対照表

区 分	第7期 平成20年11月17日現在 金 額（円）	第8期 平成21年11月16日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	694,917,390	350,072,859
株式	2,808,567,000	2,976,669,500
派生商品評価勘定	11,551,851	—
未収入金	22,715,027	40,122,729
未収配当金	31,176,880	20,112,969
前払金	194,047,000	27,076,000
差入委託証拠金	79,050,000	10,830,000
流動資産合計	3,842,025,148	3,424,884,057
資産合計	3,842,025,148	3,424,884,057
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	209,701,194	28,687,692
未払金	45,178,476	26,382,672
未払解約金	—	3,886,807
流動負債合計	254,879,670	58,957,171
負債合計	254,879,670	58,957,171
純資産の部		
元本等		
元本	3,884,073,920	3,490,323,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△296,928,442	△124,397,006

元本等合計	3,587,145,478	3,365,926,886
純資産合計	3,587,145,478	3,365,926,886
負債純資産合計	3,842,025,148	3,424,884,057

[次へ](#)

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	第8期
	自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 同左 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、期末が休日のため、平成19年11月17日から平成20年11月17日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、前計算期末が休日のため、平成20年11月18日から平成21年11月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期	第8期
	平成20年11月17日現在	平成21年11月16日現在
1. 元本状況		
期首元本額	4,166,470,048円	3,884,073,920円
期中追加設定元本額	66,320,786円	103,336,163円
期中一部解約元本額	348,716,914円	497,086,191円
元本の内訳		
大和住銀日本グロース株ファンド	3,884,073,920円	3,490,323,892円
合計	3,884,073,920円	3,490,323,892円
2. 受益権の総数	3,884,073,920口	3,490,323,892口
3. 元本の欠損	296,928,442円	124,397,006円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	2,808,567,000	△1,427,596,645
合計	2,808,567,000	△1,427,596,645

第8期（自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	2,976,669,500	143,808,645
合計	2,976,669,500	143,808,645

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

項目	第7期 自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日	第8期 自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日
1. 取引の内容	当ファンドは株価指数先物取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	株価指数先物取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、株価指数先物取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

（株式関連）

区分	種類	第7期 平成20年11月17日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）

市場取引	株価指数先物取引 買建 T O P I X	901,989,343	—	703,840,000	△198,149,343
合計		—	—	703,840,000	△198,149,343

区分	種類	第8期 平成21年11月16日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX	355,867,692	—	327,180,000	△28,687,692
合計		—	—	327,180,000	△28,687,692

（注）時価の算定方法

- 1）先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2）期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段等を用いております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自 平成19年11月17日 至 平成20年11月17日）
該当事項はありません。

第8期（自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第7期 平成20年11月17日現在	第8期 平成21年11月16日現在
1口当たり純資産額 0.9236円 「1口＝1円（10,000口＝9,236円）」	1口当たり純資産額 0.9644円 「1口＝1円（10,000口＝9,644円）」

（3）附属明細表

①有価証券明細表

<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	国際石油開発帝石	15	760,000	11,400,000	
	コムシスホールディングス	17,000	878	14,926,000	
	大和ハウス工業	10,000	931	9,310,000	
	日本ハム	20,000	1,044	20,880,000	
	キリンホールディングス	12,000	1,424	17,088,000	
	東洋水産	3,000	2,300	6,900,000	
	日本たばこ産業	60	250,000	15,000,000	
	レンゴー	35,000	550	19,250,000	
	クラレ	20,000	1,048	20,960,000	
	旭化成	40,000	439	17,560,000	
	日産化学工業	13,000	1,178	15,314,000	
	信越化学工業	5,000	4,740	23,700,000	
	ステラ ケミファ	4,000	4,790	19,160,000	
	J S R	9,000	1,658	14,922,000	
	日立化成工業	16,000	1,662	26,592,000	
	富士フイルムホールディングス	8,000	2,545	20,360,000	
	上村工業	11,000	3,510	38,610,000	
	日東電工	7,000	2,810	19,670,000	
	エフピコ	5,000	4,450	22,250,000	
	ユニ・チャーム	5,000	8,630	43,150,000	
	武田薬品工業	10,000	3,530	35,300,000	
	塩野義製薬	8,000	1,836	14,688,000	

キッセイ薬品工業	6,000	1,803	10,818,000	
栄研化学	13,000	886	11,518,000	
キョーリン	14,000	1,370	19,180,000	
昭和シェル石油	20,000	771	15,420,000	
新日鉱ホールディングス	33,000	355	11,715,000	
ブリヂストン	12,000	1,431	17,172,000	
東海ゴム工業	20,000	969	19,380,000	
旭硝子	30,000	809	24,270,000	
新日本製鐵	110,000	334	36,740,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	10,000	3,060	30,600,000	
山陽特殊製鋼	30,000	332	9,960,000	
日本電工	25,000	558	13,950,000	
住友金属鉱山	12,000	1,480	17,760,000	
住友電気工業	20,000	1,081	21,620,000	
日本製鋼所	18,000	1,136	20,448,000	
ディスコ	4,000	4,910	19,640,000	
ナブテスコ	18,000	1,044	18,792,000	
小松製作所	20,000	1,799	35,980,000	
クボタ	25,000	786	19,650,000	
三菱重工業	70,000	302	21,140,000	
東芝	60,000	479	28,740,000	
三菱電機	27,000	616	16,632,000	
日本電産	5,000	7,350	36,750,000	
第一精工	7,000	3,650	25,550,000	
富士通	42,000	535	22,470,000	
パナソニック	34,000	1,205	40,970,000	
シャープ	18,000	1,009	18,162,000	
ソニー	20,000	2,530	50,600,000	
TDK	3,000	5,010	15,030,000	
フォスター電機	15,000	2,615	39,225,000	
イリソ電子工業	14,000	1,370	19,180,000	
スタンレー電気	10,000	1,754	17,540,000	
ファナック	3,000	7,650	22,950,000	
ローム	3,500	6,070	21,245,000	
京セラ	3,000	7,290	21,870,000	
村田製作所	3,000	4,070	12,210,000	
キヤノン	18,000	3,370	60,660,000	
東京エレクトロン	4,000	4,880	19,520,000	
ユニプレス	15,000	1,264	18,960,000	
デンソー	8,000	2,505	20,040,000	
トヨタ自動車	39,000	3,550	138,450,000	
本田技研工業	30,000	2,880	86,400,000	
スズキ	12,000	2,175	26,100,000	
エクセディ	10,000	1,746	17,460,000	
ブイ・テクノロジー	35	537,000	18,795,000	
HOYA	12,000	2,285	27,420,000	
日本写真印刷	8,000	4,430	35,440,000	
東京電力	14,000	2,195	30,730,000	
関西電力	16,000	2,015	32,240,000	
東北電力	11,000	1,779	19,569,000	
電源開発	9,000	2,525	22,725,000	
東京瓦斯	65,000	340	22,100,000	
東日本旅客鉄道	5,500	5,710	31,405,000	
商船三井	35,000	530	18,550,000	
上組	18,000	677	12,186,000	
ティーガイア	150	158,800	23,820,000	
ジュビターテレコム	300	79,200	23,760,000	
デジタルガレージ	150	127,900	19,185,000	
日本テレビ放送網	1,700	12,010	20,417,000	
日本電信電話	12,000	3,740	44,880,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	300	130,400	39,120,000	
ソフトバンク	19,000	2,195	41,705,000	
丸紅	80,000	470	37,600,000	
三井物産	35,000	1,165	40,775,000	

三菱商事	24,000	1,969	47,256,000	
エービーシー・マート	7,000	2,520	17,640,000	
スタートトゥデイ	70	144,100	10,087,000	
あさひ	22,000	1,426	31,372,000	
セブン&アイ・ホールディングス	5,000	1,954	9,770,000	
トリドール	180	169,800	30,564,000	
ドン・キホーテ	14,000	2,215	31,010,000	
しまむら	2,000	8,600	17,200,000	
ニトリ	5,000	7,330	36,650,000	
ファーストリテイリング	1,200	17,540	21,048,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	220,000	480	105,600,000	
中央三井トラスト・ホールディングス	60,000	316	18,960,000	
千葉銀行	50,000	565	28,250,000	
横浜銀行	55,000	435	23,925,000	
住友信託銀行	60,000	479	28,740,000	
みずほフィナンシャルグループ	350,000	172	60,200,000	
野村ホールディングス	64,900	625	40,562,500	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	55,000	292	16,060,000	
三井住友海上グループホールディングス	10,000	2,245	22,450,000	
東京海上ホールディングス	14,000	2,420	33,880,000	
クレディセゾン	5,000	1,062	5,310,000	
オリックス	3,000	6,200	18,600,000	
三井不動産	18,000	1,424	25,632,000	
三菱地所	20,000	1,342	26,840,000	
サイバーエージェント	150	124,200	18,630,000	
楽天	400	65,900	26,360,000	
共立メンテナンス	7,000	1,362	9,534,000	
セコム	3,000	4,220	12,660,000	
合計（日本）114銘柄	2,589,610	—	2,976,669,500	

②デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)II 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年12月末日現在）

大和住銀日本グロース株ファンド

I 資産総額	3,496,511,999 円
II 負債総額	16,303,199 円
III 純資産総額（I－II）	3,480,208,800 円
IV 発行済数量	5,982,508,545 口
V 1単位当り純資産額（III／IV）	0.5817 円

＜参考：マザーファンドの純資産額計算書＞
（平成21年12月末日現在）

日本グロース株マザーファンド

I 資産総額	3,510,835,923 円
II 負債総額	15,803,991 円
III 純資産総額（I－II）	3,495,031,932 円
IV 発行済数量	3,398,895,272 口
V 1単位当り純資産額（III／IV）	1.0283 円

第5【設定及び解約の実績】

大和住銀日本グロース株ファンド		
期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成12年11月17日～平成13年11月16日）	51,120,699,959	19,594,455,430
第2期（平成13年11月17日～平成14年11月18日）	138,457,181	9,556,638,562
第3期（平成14年11月19日～平成15年11月17日）	152,700,410	5,816,315,476
第4期（平成15年11月18日～平成16年11月16日）	55,234,997	3,050,770,464
第5期（平成16年11月17日～平成17年11月16日）	16,385,630	2,640,350,247
第6期（平成17年11月17日～平成18年11月16日）	116,304,125	2,197,051,759
第7期（平成18年11月17日～平成19年11月16日）	608,663,985	2,326,378,425
第8期（平成19年11月17日～平成20年11月17日）	114,211,652	471,752,330
第9期（平成20年11月18日～平成21年11月16日）	183,402,967	755,410,844

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

資本金の額：20億円（本書提出日現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

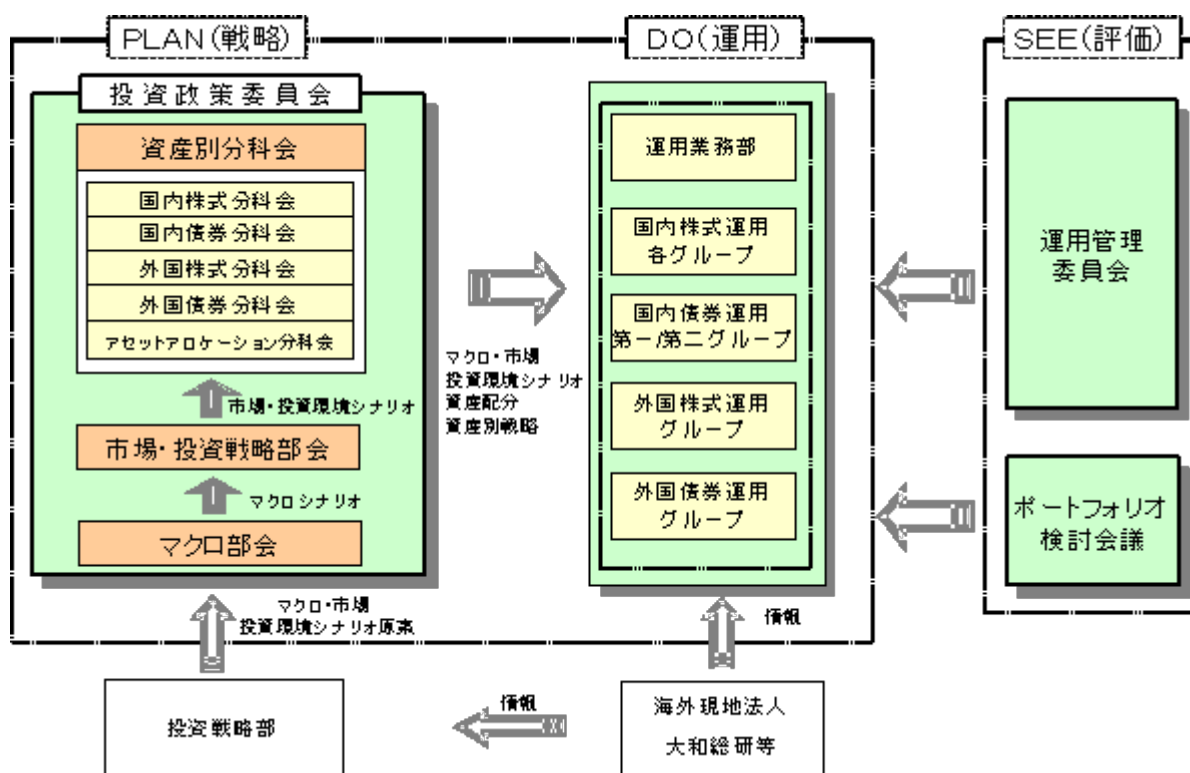
会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

<投信運用の意思決定プロセス>

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、137本であり、その純資産総額は、約2,014,689百万円です（なお、親投資信託48本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	4	19,404百万円
追加型株式投資信託	132	1,988,064百万円
追加型公社債投資信託	1	7,220百万円
合計	137	2,014,689百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。なお、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表についての監査、並びに第38期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表についての中間監査を、あずさ監査法人により受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		9,891,855	8,926,038
前払費用		113,371	164,321
未収還付法人税等		—	304,359
未収収益		3,633,754	2,200,246
繰延税金資産		515,272	302,927
その他		15,104	96,171
流動資産計		14,169,358	11,994,065
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	488,532	397,192
器具備品	※1	158,303	98,818
土地		710	710
建設仮勘定		—	3,911
有形固定資産計		647,545	500,632
無形固定資産			
ソフトウェア		316,333	445,887
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		329,039	458,593
投資その他の資産			
投資有価証券		4,173,446	3,812,850
関係会社株式		1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金		42,615	9,100
長期差入保証金		771,418	742,547
出資金		189,040	161,517
繰延税金資産		383,481	557,369
その他		1,730	1,323
貸倒引当金		△70,350	△70,350
投資その他の資産計		6,661,158	6,384,132

(単位：千円)		
	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
固定資産計	7,637,744	7,343,357
資産合計	21,807,102	19,337,423

(単位：千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	53,603	73,433
未払費用	1,911,249	1,102,827
未払法人税等	1,674,618	—
前受収益	8,913	8,983
賞与引当金	876,200	604,600
役員賞与引当金	67,900	48,800
その他	18,892	18,721
流動負債計	4,611,378	1,857,365
固定負債		
退職給付引当金	701,833	751,197
役員退職慰労引当金	127,560	133,802
固定負債計	829,393	885,000
負債合計	5,440,771	2,742,365

(単位：千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	12,806,951	13,220,524
利益剰余金合計	14,250,683	14,664,255
株主資本合計	16,406,951	16,820,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△40,620	△225,466
評価・換算差額等合計	△40,620	△225,466
純資産合計	16,366,330	16,595,057
負債純資産合計	21,807,102	19,337,423

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	5,376,238	4,061,953
委託者報酬	20,900,527	15,381,937
その他営業収益	22,800	23,815
営業収益計	26,299,565	19,467,706
営業費用		
支払手数料	12,922,865	7,587,789
広告宣伝費	223,060	139,283
公告費	1,202	1,590
調査費		
調査費	820,589	1,208,212
委託調査費	5,980	1,691,482
委託計算費	117,931	112,690
営業雑経費		
通信費	52,015	27,023
印刷費	333,993	288,628
協会費	18,355	21,841
諸会費	13,550	8,534
その他	5,387	4,503
営業費用計	14,514,934	11,091,578
一般管理費		
給料		
役員報酬	275,374	205,830
給料・手当	2,474,696	2,704,289
賞与	31,325	40,459
退職金	4,113	5,076
福利厚生費	486,478	457,355
交際費	17,337	11,634
旅費交通費	155,950	144,711
租税公課	70,637	57,374
器具・備品費	98,812	—

不動産賃借料	532,824	838,846
--------	---------	---------

	(単位：千円)	
	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用	186,719	171,337
固定資産減価償却費	75,468	168,629
賞与引当金繰入額	876,200	604,600
役員退職慰労引当金繰入額	40,330	39,220
役員賞与引当金繰入額	67,900	48,800
海外委託費	367,657	—
諸経費	229,675	282,477
一般管理費計	5,991,500	5,780,642
営業利益	5,793,131	2,595,485
営業外収益		
受取配当金	5,463	354,591
受取利息	21,451	22,205
投資有価証券売却益	41,942	2,288
為替差益	—	9,761
その他	36,449	4,989
営業外収益計	105,306	393,834
営業外費用		
投資有価証券売却損	121,459	677
為替差損	23,822	—
その他	280	4,113
営業外費用計	145,562	4,790
経常利益	5,752,875	2,984,529
特別利益		
投資有価証券売却益	28,500	—
賞与引当金戻入益	—	100,063

特別利益計	28,500	100,063
特別損失		
本社移転損失	284,487	—
その他	10,560	221
特別損失計	295,048	221
税引前当期純利益	5,486,327	3,084,371
法人税、住民税及び事業税	2,493,000	966,000
(単位：千円)		
	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
法人税等調整額	△126,191	164,798
法人税等合計	2,366,808	1,130,798
当期純利益	3,119,518	1,953,572

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,100,000	1,100,000
当期末変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,100,000	1,100,000

(単位：千円)		
	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	10,457,433	12,806,951
当期変動額		
剰余金の配当	△770,000	△1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	12,806,951	13,220,524
利益剰余金合計		
前期末残高	11,901,164	14,250,683
当期変動額		
剰余金の配当	△770,000	△1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	14,250,683	14,664,255
株主資本合計		
前期末残高	14,057,433	16,406,951
当期変動額		
剰余金の配当	△770,000	△1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	16,406,951	16,820,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	14,348	△40,620
当期変動額		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△54,969	△184,845
当期変動額合計	△54,969	△184,845
当期末残高	△40,620	△225,466
評価・換算差額等合計		
前期末残高	14,348	△40,620

当期変動額		
株主資本以外の項目	△54,969	△184,845
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	△54,969	△184,845
当期末残高	△40,620	△225,466
純資産合計		
前期末残高	14,071,782	16,366,330
当期変動額		
剰余金の配当	△770,000	△1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△54,969	△184,845
当期変動額合計	2,294,548	228,726
当期末残高	16,366,330	16,595,057

[次へ](#)

重要な会計方針

	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価 法（評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、総平均 法により算定）を採用しておりま す。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用し て おります。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左

2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ12,326千円減少しております。 (追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年
-----------------------	---	---

3.引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。	(2)無形固定資産 同左 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左 (5) 役員退職慰労引当金 同左
4.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(損益計算書) (1) 金融商品取引法の施行に伴う、投資運用業等統一経理基準の改正により、前事業年度において「投資顧問料」と表示しておりました投資運用業に係る収益は、当事業年度より「運用受託報酬」と表示することといたしました。 (2) 前事業年度において、一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりました「海外委託費」は、一般管理費総額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の一般管理費の「諸経費」に含まれる「海外委託費」は、263,400千円であります。	(損益計算書) 投資運用業等統一経理基準の一部改正（平成20年3月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。 (1) 前事業年度まで助言手数料を営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より「委託調査費」として区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「支払手数料」に含まれる助言手数料は、2,333,171千円であり、当事業年度の「調査費」に含まれる助言手数料は、1,651,234千円であります。 (2) 前事業年度まで「海外委託費」は、一般管理費に表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」と「委託調査費」に表示することといたしました。当事業年度の「調査費」、「委託調査費」に含まれる海外委託費の合計額は、360,564千円であります。 (3) 前事業年度まで「器具・備品費」は、一般管理費の内訳として区分掲記しておりましたが、当事業年度より「諸経費」の中に含めることといたしました。なお、当事業年度の「器具・備品費」は、84,833千円であります。 (4) 前事業年度まで「情報提供料」を一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」に含めて表示することといたしました。なお、前事業年度及び当事業年度の「情報提供料」はいずれも40,000千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
----------------------	----------------------

※1.有形固定資産の減価償却累計額	※1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 35,799千円	建物 132,619千円
器具備品 116,068千円	器具備品 184,596千円
	2.保証債務
	被保証者 従業員
	被保証債務の内容 住宅ローン
	金額 31,092千円

(損益計算書関係)

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	3,850	—	—	3,850
合 計	3,850	—	—	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22 日 定時株主総会	普通株式	770,000	200	平成19年3月31 日	平成19年6月25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-----------	--------------------	-----------	---------------------	-----	-------

平成20年6月20日 定時株主総会	普通 株式	1,540,000	利益 剰余金	400	平成20年3月31日	平成20年6月23日
----------------------	----------	-----------	-----------	-----	------------	------------

第37期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	3,850	—	—	3,850
合 計	3,850	—	—	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000	400	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通 株式	962,500	利益 剰余金	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
1.ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累 計額相当 額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>80</td><td>4,743</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>80</td><td>4,743</td></tr></table> (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 889千円 1年超 3,861千円 合計 4,751千円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 89千円 減価償却費相当額 80千円 支払利息相当額 16千円 (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計額相当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	4,823	80	4,743	合 計	4,823	80	4,743	1.ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却累 計額相当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>1,045</td><td>3,778</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>1,045</td><td>3,778</td></tr></table> (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 926千円 1年超 2,934千円 合計 3,861千円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,070千円 減価償却費相当額 964千円 支払利息相当額 181千円 (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左 2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 2,104千円 1年超 1,609千円 合計 3,714千円		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	4,823	1,045	3,778	合 計	4,823	1,045	3,778
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計額相当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																						
器具備品	4,823	80	4,743																						
合 計	4,823	80	4,743																						
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																						
器具備品	4,823	1,045	3,778																						
合 計	4,823	1,045	3,778																						

(有価証券関係)

第36期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	35,000	41,194	6,194
	小計	35,000	41,194	6,194
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	3,850,000	3,775,420	74,580
	小計	3,850,000	3,775,420	74,580
合計		3,885,000	3,816,614	80,774

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
3,864,983	70,442	121,459

3. 時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	—
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	356,832
合計	356,832

第37期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	3,901,000	3,521,426	379,573
	小計	3,901,000	3,521,426	379,573
合計		3,901,000	3,521,426	379,573

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
77,769	2,288	677

3.時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	—
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	291,423
合計	291,423

(デリバティブ取引関係)

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1.採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 701,833千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 148,413千円 <u>確定拠出年金掛金</u> 38,306千円 合 計 186,719千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。	1.採用している退職給付制度の概要 同左 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 751,197千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 128,898千円 <u>確定拠出年金掛金</u> 42,439千円 合 計 171,337千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 流動資産（千円） 未払事業税 118,450 賞与引当金 355,737 社会保険料 26,640 未払事業所税 5,253 その他 9,190 （繰延税金資産の小計） 515,272 繰延税金資産の純額 515,272 固定資産 退職給付引当金 284,944 投資有価証券 40,700 ゴルフ会員権 37,190 役員退職慰労引当金 51,789 その他有価証券評価差額金 27,764 その他 18,983 （繰延税金資産の小計） 461,372 評価性引当額 △ 77,890 （繰延税金資産の合計） 383,481 繰延税金資産の純額 383,481	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 流動資産（千円） 未払事業税 14,717 賞与引当金 245,467 社会保険料 22,200 未払事業所税 5,229 その他 15,313 （繰延税金資産の小計） 302,927 繰延税金資産の純額 302,927 固定資産 退職給付引当金 304,986 投資有価証券 40,700 ゴルフ会員権 37,190 役員退職慰労引当金 54,323 その他有価証券評価差額金 154,106 その他 43,952 （繰延税金資産の小計） 635,260 評価性引当額 △ 77,890 （繰延税金資産の合計） 557,369 繰延税金資産の純額 557,369
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.7 評価性引当額の減少 △0.2 過年度法人税等 △1.5 特定外国子会社等課税所得 3.6 外国税額控除 △0.4 その他 0.3 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.1	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.9 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.3 過年度法人税等 △0.6 特定外国子会社等課税所得 △1.6 外国税額控除 △1.7 その他 △0.7 税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.6

(関連当事者との取引)

第36期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	—	—	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,447,678	未払費用	486,012
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	6,650	銀行業	—	—	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	4,942,630	未払費用	341,444

取引条件※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第37期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	—	—	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,078,153	未払費用	242,242
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	6,650	銀行業	—	—	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,549,060	未払費用	193,011

取引条件※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(追加情報)

当事業年度より平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会

計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象の追加はございません。

（１株当たり情報）

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 4,251円00銭 1株当たり当期純利益 810円26銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 4,310円40銭 1株当たり当期純利益 507円42銭 同左

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	3,119,518	1,953,572
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,119,518	1,953,572
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		8,325,881
前払費用		141,850
未収収益		3,248,527
繰延税金資産		215,502
その他		13,191
流動資産計		11,944,953
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1	359,613
器具備品	※ 1	80,778
土地		710
有形固定資産計		441,101
無形固定資産		416,102
投資その他の資産		
投資有価証券		4,326,862
関係会社株式		1,169,774
長期貸付金		7,092
長期差入保証金		742,150
会員権		161,517
繰延税金資産		540,064
その他		1,119
貸倒引当金		△ 70,350
投資その他の資産計		6,878,229
固定資産計		7,735,434
資産合計		19,680,388

負債の部

流動負債

未払金		25,746
未払費用		1,521,043
未払法人税等		381,573
前受収益		99,056
賞与引当金		369,000
役員賞与引当金		23,500
その他	※ 2	88,102
流動負債計		2,508,022

固定負債

退職給付引当金		785,612
役員退職慰労引当金		153,622
固定負債計		939,234
負債合計		3,447,257

純資産の部

株主資本

資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		156,268
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		12,787,310
利益剰余金合計		14,231,041
株主資本合計		16,387,310

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		△154,179
評価・換算差額等合計		△154,179

純資産合計		16,233,130
-------	--	------------

負債純資産合計		19,680,388
---------	--	------------

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		7,477,809
運用受託報酬		1,733,941
その他営業収益		10,204
営業収益計		9,221,955
営業費用		5,407,052
一般管理費	※ 1	2,870,648
営業利益		944,253
営業外収益		
受取配当金		2,114
受取利息		8,188
還付加算金		10,117
雑収入		1,606
営業外収益計		22,027
営業外費用		
為替差損		13,862
営業外費用計		13,862
経常利益		952,418
税引前中間純利益		952,418
法人税、住民税及び事業税		367,126
法人税等調整額		56,005
法人税等合計		423,132
中間純利益		529,286

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	156,268
資本剰余金合計	
前期末残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	156,268
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	343,731
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	1,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,100,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	13,220,524
当中間期変動額	
剰余金の配当	△962,500
中間純利益	529,286
当中間期変動額合計	△433,213
当中間期末残高	12,787,310
利益剰余金合計	
前期末残高	14,664,255
当中間期変動額	
剰余金の配当	△962,500
中間純利益	529,286
当中間期変動額合計	△433,213
当中間期末残高	14,231,041

株主資本合計	
前期末残高	16,820,524
当中間期変動額	
剰余金の配当	△962,500
中間純利益	529,286
当中間期変動額合計	△433,213
当中間期末残高	16,387,310
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△225,466
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期	71,287
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	71,287
当中間期末残高	△154,179
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△225,466
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期	71,287
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	71,287
当中間期末残高	△154,179
純資産合計	
前期末残高	16,595,057
当中間期変動額	
剰余金の配当	△962,500
中間純利益	529,286
株主資本以外の項目の当中間期	71,287
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	△361,926
当中間期末残高	16,233,130

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの…総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成21年9月30日）	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	376,559千円
※ 2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

３．保証債務

被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	29,138千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）		
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産	59,343千円
	無形固定資産	68,774千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式（千株）	3,850	—	—	3,850

2.自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4.配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品	合 計
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円
減価償却累計額相当額	1,527千円	1,527千円
中間期末残高相当額	3,296千円	3,296千円

(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1 年以内	946千円
1 年超	2,456千円
合 計	3,403千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	535千円
減価償却費相当額	482千円
支払利息相当額	76千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	2,104千円
1年超	556千円
合 計	2,661千円

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成21年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	4,295,000	4,035,438	△259,561
合 計	4,295,000	4,035,438	△259,561

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区 分	中間貸借対照表計上額(千円)
① 子会社株式	1,169,774
② 関連会社株式	—

合 計	1,169,774
-----	-----------

(2) その他有価証券

区 分	中間貸借対照表計上額(千円)
① 非上場株式（店頭売買株式を除く）	291,423
合 計	291,423

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
1株当たり純資産額 4,216円39銭 1株当たり中間純利益 137円47銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(注)算定上の基礎

1.1株当たり純資産額

項目	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	16,233,130
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	16,233,130
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の 数(千株)	3,850

2.1株当たり中間純利益

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	529,286
普通株式に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	529,286
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年9月末日現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

- ・資本金：51,000百万円（平成21年9月末日現在）
- ・資本構成：住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年9月末日現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	(注1)255,700	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
日の出証券株式会社	4,650	
SMBCフレンド証券株式会社	27,270	
楽天証券株式会社	7,477	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,262,959	
スタンダードチャータード銀行	(注2)859,131	
イーバンク銀行株式会社	23,485	

(注1)大和証券キャピタル・マーケット株式会社の資本金の額は、平成22年1月1日現在です。

(注2)スタンダードチャータード銀行の資本金の額は、平成21年3月末日現在です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

- ①大和証券株式会社、大和証券キャピタル・マーケット株式会社および日の出証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社はファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。
- ②ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社はリテラ・クレア証券株式会社の2.16%の株式を保有しています。
- ③株式会社三井住友銀行およびSMB Cフレンド証券株式会社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社44.0%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年2月17日
有価証券報告書	平成21年2月17日
半期報告書	平成21年8月14日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年8月14日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年10月9日

独立監査人の監査報告書

平成21年12月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本グロース株ファンドの平成20年11月18日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀日本グロース株ファンドの平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月11日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本グロース株ファンドの平成19年11月17日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀日本グロース株ファンドの平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。